

猪名川町子どもの見守り強化事業補助金交付要綱

令和7年3月21日

要 綱 第 1 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域で子どもを対象として食事の提供、学習・生活指導支援等の活動を行っている団体に対し、猪名川町子どもの見守り強化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することで、子どもに対する見守り体制の強化を図り、養育環境の改善及び児童虐待を未然に防止することを目的とする。

なお、補助金の交付については、この要綱に規定するもののほか、猪名川町補助金等交付要綱（昭和49年要綱第4号）の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たす事業とする。

- (1) 町内の子どもの居場所（以下「居場所」という。）において、食事の提供、基本的な生活習慣の取得支援や生活指導及び学習習慣の定着等の学習支援を実施すること。
- (2) 前号について年間通じて月1回以上、1日あたり2時間以上実施すること。
- (3) 主な利用者は18歳未満の地域の子ども及びその保護者であること。
- (4) 食事の提供を実施する場合は、1回あたりおおむね10食以上の食事を子どもに対し提供できる体制を有するものであること。
- (5) 居場所において子どもの話を傾聴し、第4条に規定する支援対象児童の様子を見守り、必要に応じて猪名川町こども家庭センター（以下「センター」という。）等の適切な関係機関の紹介や支援につなぐこと。居場所において支援対象児童と判断した場合も同様とする。
- (6) 町から支援活動の協力依頼があった場合には、可能な限り協力すること。
- (7) 利用者の安全の確保、食中毒、食物アレルギー対策等安全安心な事業運営に努めること。
- (8) 営利目的とした事業でないこと。
- (9) 利用料を徴収する場合は、実費等の低廉なものに限ること。
- (10) 町が情報提供する研修会への参加等により支援力の向上に努めること。

(11) 町が実施する他の制度による補助金等の交付を受けていないこと。ただし、交付対象となる経費が重複しない場合は、この限りでない。

(12) 本事業による補助は、1 小学校区に 1 箇所程度とする。

(補助対象団体)

第 3 条 補助対象団体は、次に掲げる条件を全て満たす団体とする。

(1) 申請日の属する年度の前年度までに、居場所づくり活動を 1 年以上行った実績を有する団体であること。

(2) 猪名川町地域活動団体登録制度の登録団体であること。

(3) 町及び関係機関と相談対応等で連携した実績があり、これまでの実績から適切な連携ができると町が認める団体であること。

(支援対象児童)

第 4 条 この要綱において、「支援対象児童」とは、町内に居住する子どものうち、センターが支援対象として把握している子ども及び町長又は補助対象団体が見守りを必要と判断する子ども等をいう。

(補助対象経費及び補助金額)

第 5 条 補助対象経費は、居場所事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。

2 補助金の額は、前項の補助対象経費の総額とする。ただし、補助限度額は 60,000 円とし、予算の範囲内において交付する。

3 年度途中で事業を開始した場合は、事業開始日がその月の 14 日までの場合はその月を、15 日以降の場合は、翌月を起算月として月割額で補助する。

4 補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第 6 条 補助対象期間は、申請日の属する月の初日から当該申請日の属する年度の 3 月 31 日までとする。

(交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、猪名川町子どもの見守り強化事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 猪名川町子どもの見守り強化事業実施計画書（様式第 2 号）

(2) 猪名川町子どもの見守り強化事業収支予算書（様式第 3 号）

- (3) 団体の概要が確認できる書類
 - (4) 構成員名簿
 - (5) 個人情報保護に関する誓約書（様式第4号）
 - (6) その他町長が必要と認める書類
- （交付決定）

第8条 町長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、内容等を審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、猪名川町子どもの見守り強化事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による交付決定に際しては、必要な条件を付することができる。
- （補助事業の変更及び承認）

第9条 前条の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、事業計画の変更をしようとするときは、猪名川町子どもの見守り強化事業計画変更承認申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 猪名川町子どもの見守り強化事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 猪名川町子どもの見守り強化事業収支予算書（様式第3号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

- 2 町長は、前項の規定による申請書を受理したときは、内容等を審査の上、承認した場合には、猪名川町子どもの見守り強化事業計画変更承認書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止、廃止及び承認）

第10条 補助事業者が、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、猪名川町子どもの見守り強化事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請書を受理したときは、内容等を審査の上、承認した場合には猪名川町子どもの見守り強化事業中止（廃止）承認通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止の承認を受けたときを含む。）又は第8条に規定する交付決定に係る町の会計年度が終了したときは、猪名川町子どもの見守り強化事業補助金実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、

指定する期日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 猪名川町子どもの見守り強化事業収支決算書（様式第 1 1 号）
 - (2) 補助対象事業に係る活動報告書
 - (3) 領収書等、活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- （確定通知）

第 1 2 条 町長は、前条に規定する補助事業の実績報告書を受領した場合において、当該報告に係る書類の審査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、猪名川町子どもの見守り強化事業補助金確定通知書（様式第 1 2 号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第 1 3 条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、猪名川町子どもの見守り強化事業補助金交付請求書（様式第 1 3 号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

（概算払）

第 1 4 条 町長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、第 8 条に規定する補助金交付決定額の範囲において当該補助金の概算払をすることができる。

- 2 前項の規定による概算払を受けようとする補助事業者は、猪名川町子どもの見守り強化事業補助金概算交付請求書（様式第 1 4 号）に第 8 条の交付決定通知書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

（交付取消し等）

第 1 5 条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定又は確定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。
- (5) 事業の実施方法が、補助金の交付の趣旨にそわないと認められるとき。

(6) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第16条 町長は、前条の規定により補助金の交付取消し等を行った場合、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 町長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期間を定めてその返還を命ずるものとする。

(毎月の状況報告)

第17条 補助事業者は、見守り活動を通じて把握した支援対象児童の状況等について、月ごとに猪名川町子どもの見守り強化事業活動報告書(様式第15号)を作成し、翌月の10日までに町長に提出しなければならない。

(個人情報の保護)

第18条 補助対象事業に携わる団体は、補助対象事業により知り得た個人情報を漏らしてはならない。また、補助対象事業終了後及び団体の職を退いた者についても同様とする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

項目	内容
消耗品費	材料費、文具、教材費等
印刷製本費	チラシ、ポスター、パンフレット、プログラム等の印刷製本費
光熱水費	会場の光熱水費、暖房用燃料費等
賄材料費	業務の遂行に必要な食材料費等
役務費	郵送代、保険料等
使用料・賃借料	会場使用料、賃借料等
その他の経費	町長が認めたもの

注 上記経費のうち、社会通念上、補助することが適当と認められない経費については対象経費としない。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

住 所

団体名

代表者名

猪名川町子どもの見守り強化事業補助金交付申請書

猪名川町子どもの見守り強化事業補助金の交付を受けたいので、猪名川町子どもの見守り強化事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

交付申請額	円
添付書類	☐ 実施計画書（様式第 2 号） ☐ 収支予算書（様式第 3 号） ☐ 団体の概要が確認できる書類 ☐ 構成員名簿 ☐ 個人情報保護に関する誓約書（様式第 4 号） ☐ その他（ ）
特記事項	☐ 当団体は、猪名川町子どもの見守り強化事業補助金交付要綱第 3 条第 1 号及び第 2 号に規定する要件を満たしていることを誓約します。 ☐ 概算払の必要性 （ ）

様式第2号（第7条、第9条関係）

猪名川町子どもの見守り強化事業実施計画書

居場所の名称		
事業の内容と スケジュール	実施時期	事業の内容(事業の名称、場所、参加予定人数等)
要支援児童への 対応方法		

様式第3号（第7条、第9条関係）

猪名川町子どもの見守り強化事業収支予算書

収入

（単位：円）

科目	予算額	説明（算出根拠）
町補助金		猪名川町子どもの見守り強化事業補助金
民間等助成金		
事業収入		
寄附金等		
自己資金		
その他収入		
収入額合計		* 支出額合計と同額であること。

支出

（単位：円）

科目	予算額	説明（算出根拠）
消耗品費		
印刷製本費		
光熱水費		
賄材料費		
役務費		
使用料・賃借料		
その他の経費		
小計①（補助対象内）		

対 象 外			
小計②（補助対象外）			
支出額合計（①+②）			*収入額合計と同額であること。

*小計①（補助対象内） $\geq$ 町補助金

様式第4号（第7条関係）

個人情報保護に関する誓約書

猪名川町子どもの見守り強化事業補助金の交付申請に当たり、下記事項について誓約いたします。

- 1 個人情報の保護に関する法律及び猪名川町の関係条例等を遵守する。
- 2 個人情報を保護するため、資料やデータ管理等について、保管場所や保管方法等に万全の注意を払う。
- 3 補助対象事業の実施に当たり、直接又は間接的に知り得た個人情報について、補助対象事業の目的外で使用しない。
- 4 補助対象事業の実施に当たり、直接又は間接的に知り得た個人情報について、第三者に漏らさない。団体の職を退いた者についても同様とする。
- 5 上記1～4について、補助対象事業に携わる職員やボランティアその他関係者に対しても、指導及び監督を行う。
- 6 上記1～5について、事業終了後も同様とする。

年 月 日

猪名川町長 様

住 所

団体名

代表者名

第 号
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町子どもの見守り強化事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の補助金について、下記のとおり交付決定をしたので、猪名川町子どもの見守り強化事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 交付決定金額 金 円

2 補助条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、町長の承認を得てください。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けてください。
- (3) 補助事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、町長が補助事業の実施状況の報告を求め、又は調査を行うことがあります。
- (4) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助金の交付決定に係る年度の翌年度から起算して5年間保管してください。
- (5) 補助事業の遂行に関しては、猪名川町補助金等交付要綱及び猪名川町子どもの見守り強化事業補助金交付要綱の規定を遵守してください。

様式第 6 号（第 9 条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

住 所

団体名

代表者名

猪名川町子どもの見守り強化事業計画変更承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった猪名川町子どもの見守り強化事業補助金に係る事業について事業計画の変更をしたいので、猪名川町子どもの見守り強化事業補助金交付要綱第 9 条の規定により次のとおり申請します。

変更の理由				
変更の内容				
補助対象経費	変更前	円	変更後	円
交付申請額	変更前	円	変更後	円
添付書類	☐ 実施計画書（様式第 2 号） ☐ 収支予算書（様式第 3 号） ☐ その他（ ）			

第 号
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町子どもの見守り強化事業計画変更承認書

年 月 日付で申請のあった事業計画変更について、下記のとおり承認をしたので、猪名川町子どもの見守り強化事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 交付決定金額 金 円

2 補助条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、町長の承認を得てください。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けてください。
- (3) 補助事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、町長が補助事業の実施状況の報告を求め、又は調査を行うことがあります。
- (4) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助金の交付決定に係る年度の翌年度から起算して5年間保管してください。
- (5) 補助事業の遂行に関しては、猪名川町補助金等交付要綱及び猪名川町子どもの見守り強化事業補助金交付要綱の規定を遵守してください。

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

住 所

団体名

代表者名

猪名川町子どもの見守り強化事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった猪名川町子どもの見守り強化事業補助金に係る事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、猪名川町子どもの見守り強化事業補助金交付要綱第10条の規定により次のとおり申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）年月日 年 月 日

様式第9号（第10条関係）

第 号

年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町子どもの見守り強化事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付で申請のあった事業中止（廃止）について、下記のとおり承認をしたので、猪名川町子どもの見守り強化事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

年 月 日付 第 号で申請のあった猪名川町子どもの見守り強化事業補助金に係る事業について、承認申請書に記載のとおり中止（廃止）する。

様式第 10 号（第 11 条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

住 所

団体名

代表者名

猪名川町子どもの見守り強化事業補助金実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた補助事業が完了したので、猪名川町
子どもの見守り強化事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、関係書類を添えて下記の
とおり報告します。

なお、本書に添付している領収書の写しは原本と相違ないことを証明します。

精算額	円（収支決算書の町補助金の額）
事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類	☐ 収支決算書（様式第 11 号） ☐ 補助対象事業に係る活動報告書 ☐ 領収書等、活動の実施に要した経費を支払ったことを証する 書類の写し ☐ その他（ ）

様式第 1 1 号（第 1 1 条関係）

猪名川町子どもの見守り強化事業収支決算書

収入

（単位：円）

科目	決算額	説明（算出根拠）
町補助金		猪名川町子どもの見守り強化事業補助金
民間等助成金		
事業収入		
寄附金等		
自己資金		
その他収入		
収入額合計		* 支出額合計と同額であること

支出

（単位：円）

科目	決算額	説明（算出根拠）	領収書番号
消耗品費			
印刷製本費			
光熱水費			
賄材料費			
役務費			
使用料・賃借料			
その他の経費			
小計①（補助対象内）			

対 象 外				
小計②（補助対象外）				
支出額合計（①+②）			*収入額合計と同額であること。	

*小計①（補助対象内） $\geq$ 町補助金

様式第 12 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町子どもの見守り強化事業補助金確定通知書

年 月 日付第 号で交付決定をした猪名川町子どもの見守り強化事業補助金
について、下記のとおり交付額を確定したので、猪名川町子どもの見守り強化事業補助
金交付要綱第 12 条の規定により通知します。

記

1 交付確定額 金 円

様式第13号（第13条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

住 所

団体名

代表者名

猪名川町子どもの見守り強化事業補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で交付確定のあった標記の補助金について、猪名川町
子どもの見守り強化事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求しま
す。

記

交付確定額（a） 金 円

概算交付済額（b） 金 円

請求額（a－b） 金 円

様式第14号（第14条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

住 所

団体名

代表者名

猪名川町子どもの見守り強化事業補助金概算交付請求書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった標記の補助金について、猪名川町
子どもの見守り強化事業補助金交付要綱第14条の規定により、関係書類を添えて下記
のとおり請求します。

記

1 概算交付請求額 金 円

2 概算交付が必要な理由

3 添付書類

交付決定通知書の写し

様式第15号（第17条関係）

猪名川町子どもの見守り強化事業活動報告書（ 月分）

団体名	
居場所の名称	

1 活動実績

実施日	参加人数	内容

*添付資料…参加者名簿

2 支援対象児童及びその家族の様子

--

3 猪名川町こども家庭センター等の関係機関への報告・連絡事項

4 町からの協力依頼への対応

5 子どもの見守りで気づいたこと

6 その他団体での取組・情報提供等